

○三条地域水道用水供給企業団職員の懲戒に
関する手続及び効果に関する条例

昭和54年 2月17日

条例第3号

改正 平成12年 2月28日 条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒の手続）

第2条 懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職処分は、その事由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（減給の効果）

第3条 減給は1日以上6月以下の期間給料の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

（停職の効果）

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが服務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

（この条例の実施に関し必要な事項）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。